

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要

国外に居住している選挙人の利便性の向上に資するため、在外選挙人証の記載事項の変更及び再交付の手続における在外選挙人証の交付方法、在外選挙人名簿の登録の申請の手続における在外選挙人名簿登録申請書の送付方法等を見直す等の改正を行う。

1 在外選挙人証の記載事項変更時等における交付方法の見直し

在外選挙人への在外選挙人証の交付について、領事官を経由する方法として、市町村選管から送付された在外選挙人証データを在外公館が印刷して交付することとする。

2 在外選挙人名簿の登録申請書等の送付方法の見直し

在外公館に提出された在外選挙人名簿登録申請書等について、在外公館から電子化したデータを送付する場合、外務大臣を経由せず、市町村選管に直接送付することとする。

3 在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知方法の見直し

(1) 在外選挙人名簿に登録しなかった場合の通知及び抹消した場合等の通知について、外務大臣を経由せず、市町村選管から在外公館又は在外選挙人に行うこととする。

(2) 在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知について、外務大臣を経由せず、在外公館から市町村選管に直接行うこととする。

[今後の予定]

公布：令和6年1月19日

施行：令和6年7月19日（公布日から起算して6月を経過した日）